

衛生検査技師	大学卒		0	5	8
	短大卒	0	2.5	8	11
言語聴覚士	大学卒		0	5	8
	短大3卒	0	1	6	9

に改め、同表備考中「衛

生検査技師」の次に「、言語聴覚士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1（その3）研究職給料表級別標準職務表、別表第1（その5）医療職給料表（2）級別標準職務表、別表第1（その6）医療職給料表（3）級別標準職務表、別表第2（その5）医療職給料表（2）初任給基準表及び別表第6（その5）医療職給料表（2）級別最低経験年数表の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「言語療法業務に従事する職員」を「言語聴覚士」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第14号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局総務部地方出先機関の項中「消防学校教頭」を「消防学校副校長」に改め、同表知事の事務部局健康福祉部地方出先機関の項中「有明保健所長 八代保健所長 菊池保健所長」を「菊池保健所長」に、「保健環境科学研究所次長」を「保健環境科学研究所次長（支給割合100分の12の者を除く。）」に、「精神保健福祉センター所長 食肉衛生検査所長」を「精神保健福祉センター所長」に、「医療審議員」を「医療審議員 保健環境審議員」に、「福祉総合相談所次長」を「福祉総合相談所次長 保健環境科学研究所次長（人事委員会が定める者に限る。）」に、「精神保健福祉センター次長」を「精神保健福祉センター次長 食肉衛生検査所長」に改め、同表知事の事務部局環境生活部本庁の項を削り、同表知事の事務部局環境生活部地方出先機関の項中「消費生活センター所長」を「くまもと県民交流館副館長 消費生活センター所長」に、「くまもと県民交流館副館長 消費生活センター次長」を「消費生活センター次長」に改め、同表知事の事務部局商工観光労働部本庁の項を次のように改める。

本庁	総室長	100分の20
	総室次長	100分の16

別表知事の事務部局商工観光労働部地方出先機関の項中「職業能力開発審議員」を「工業審議員 職業能力開発審議員」に改め、同表知事の事務部局農政部地方出先機関の項中「農業研究センター企画経営情報部長 農業研究センター農産園芸研究所長」を「農業研究センター企画調整部長 農業研究センター農産園芸研究所長 農業研究センター生産環境研究所長」に、「食品加工研究所次長 病害虫防除所長」を「食品加工研究所次長」に改め、同表知事の事務部局土木部地方出先機関の項中「天草空港管理事務所長」を「天草空港管理事務所長 新幹線熊本事務所長」に、「新幹線事務所長 熊本駅周辺整備事務所次長 熊本北部流域下水道事務所長」を「新幹線事務所長（支給割合100分の16の者を除く。） 新幹線熊本事務所次長」に改め、教育庁本庁の項中「室長」を削り、警察警察本部の項中「留置管理官 ハイテク犯罪対策官」を「留置管理官」に、「刑事調査官」を「ハイテク犯罪対策官 刑事調査官」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表警察警察本部の項の改正規定は、平成15年3月24日から適用する。